

## 論点メモ(案)

## ◇ナビゲーション・ガイドへの記載事項

- 5     • ナビゲーション・ガイドは、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）の基本原則に沿った対応となるよう、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）に基づき、これまでの地方からの提案への対応等及び地方分権改革有識者会議の知見に基づいて同会議が作成する、各府省の制度の検討にあたっての効率的・効果的な計画行政の進め方を示したものとしてはどうか。
- 10    • ナビゲーション・ガイドは、一義的には各府省における制度の検討において活用されるものとするべきではないか。
- 15    • ナビゲーション・ガイドの構成は、効率的・効果的な計画行政に誘導していけるように、まず、「制度の検討にあたっての進め方」、次に「計画行政のあり方」という流れにすべきではないか。
- 20    • その上で、地方公共団体においても、各府省からの地方公共団体の長又は議長の連合組織への事前の情報提供時における検討や各団体における計画行政において参考となることを考慮すべきではないか。

## I 制度の検討にあたっての進め方

- 25    • 計画行政に基づく事務の処理主体として、国（地方行政機関含む。）とすべきか、地方公共団体とすべきかについて、国と地方の適切な役割分担、関連する権限の所在、デジタル技術の活用等の観点から十分に検討を行うべきではないか。
- 30    • 地方公共団体に策定を求める計画等が増加し続ける現状において、効率的・効果的な行政を進めていく観点から、計画行政についての意思決定の表示の形式として、計画等による必要性があるか否かについて、慎重に検討すべきではないか。

- 35
- ・ ナビゲーション・ガイドにおいては、形式は地方公共団体の判断に委ねることを原則としつつ、特殊な要素のものは、提案募集での蓄積等をもとに形式の例を示すとともに、今後も、各府省での対応、提案募集での対応、地方公共団体の取組などの優良事例を蓄積していくべきではないか。
- 40
- ・ 制度の検討の際に、計画等による形式を選択肢の1つとした場合には、当該行政分野及び密接に関連する行政分野にわたる計画等の体系図を作成すべきではないか。
- 45
- ・ 計画等の体系図は、諸計画等の重複回避・調整及び統廃合の検討のみならず、地方公共団体における効率的・効果的な計画行政に資するものであり、地方公共団体に示すこととしてはどうか。
- 50
- ・ 地方公共団体に対して新たに計画等の策定を求める場合には、計画等の形式によらざるを得ない理由を地方公共団体に示すべきではないか。あわせて、計画等の策定に対する財政措置の内容も示すべきではないか。
- 55
- 例えば、計画等の形式によらざるを得ない理由としては、
    - ・ 代替案との比較
    - ・ 計画策定等に係る負担（行政のコスト）の見込み
    - ・ 負担と効果の比較などが考えられる。
- 60
- ・ 地方の行財政環境、実務に根差した知見を十分考慮した制度となるよう、可能な限り早期から地方公共団体の長又は議長の連合組織へ情報提供していくことが望ましいのではないか。

## II 計画行政のあり方

### 65 1 計画等の策定について

#### (1) 形式

- ・ 計画行政を行うか否か、又は、計画行政によらざるを得ない場合でもその意思決定の表示の形式については、地方公共団体に委ねることを原則とすべ

きではないか。

70 計画行政によらざるを得ないもののうち、特殊な要素を有し、形式を法律等で規定せざるを得ない場合は、個別のケースごとに内閣府（学識者の知見含む。）も交えて検討をしていくべきではないか。

75 ・ これまでの提案募集の蓄積等を踏まえれば、以下のように示すことができるのではないか。

原則、計画行政の当否、計画行政についての形式は地方公共団体に委ねる。計画行政によらざるを得ない場合は、例えば、

- 80 ・ 責務規定における「計画的な行政」、「施策の策定」  
・ 「目標を定める」

といった規定を置き、形式は地方公共団体に委ねるという方法も考えられるのではないか。

（地方での対応例1）

施策・事務事業の内容や目標を定めるもの

85 …地方公共団体の総合計画、行政評価制度での対応

（地方での対応例2）

主に行政内部への効果を有するもの

…地方公共団体の規則・規程、要領、実施基準

90 特殊な要素を有するもの

（例1）国が数量等を把握することを目的とするもの

…地方から国へのデータ共有の仕組み

（例2）私人等に対する認定等の判断基準を示すもの

…基準、行政手続法上の基準

95 （例3）国の事業検討のための資料として求めるもの

…需要調査

（例4）私人等の権利義務への影響が強いもの

…条例、行政行為

100 **（2）計画等の策定に係る規定**

・ 計画等の形式によらざるを得ない場合には、策定に係る規定は、以下の対応をとるべきではないか。

- ① 「できる規定」を優先的に検討すべきこと。
- 105 ② 一律に策定に係る規定を置くのではなく、団体の種別（都道府県、指定都市、中核市、市、町村等）ごとの法定の権能、規模（人口・面積・職員体制）の多様性を踏まえ、「できる規定」、「努力義務規定」、「義務規定」のいずれが適切か、また、団体の種別等に応じて、規定を書き分けることも十分に検討すべきこと。
- 110 ③ 特に、職員体制が小規模な団体での実行可能性について配慮すべきこと。
- ④ 一律に「努力義務規定」又は「義務規定」とする場合には、その理由を丁寧に説明すべきこと。

### （３）地方公共団体における自主的かつ総合的な行政の推進

- 115 ・ 計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、原則として、地方公共団体間で共同策定できることとすべきではないか。
- ・ 計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、各府省は、以下の対応をすべきではないか。
- 120 ① 関連する既存の計画等の統廃合
- ② 既存の計画等における内容の追加による対応
- ③ 関連する計画等との一体的な策定、上位計画での統合が可能である旨の規定化
- 125 ・ 計画等については、地方公共団体において計画体系の最適化を行うことができることを原則とすべきではないか。そのため、各府省は、以下の対応をすべきではないか。
- ① 一体的な策定、上位計画への統合が可能なものの明確化を図っていくべきこと。
- 130 ② 地方公共団体の総合計画等（長期・中期・短期計画、行政評価制度）に、各計画の全部・一部の内容を記載できるものの明確化を図っていくべきこと。
- ③ ①及び②に馴染まない各計画の全部・一部については、個別計画として策定することが望ましいことについて、明確化を図っていくべきこと。

135

上記①～③について明確化されていないものについては、地方公共団体の

判断によって、各団体での計画体系の最適化の対応をすることができることとすべきではないか。

## 140 2 計画策定等に係る事務負担について

・ 国・地方を通じて、事務負担の適正化を図るため、各府省は、以下の対応をすべきではないか。

- 145 ① 地方公共団体の権能、規模に照らして、適正な事務負担となるよう配慮すべきこと（特に、小規模団体に配慮すべき。）。
- ② 地方公共団体の意向を取り入れ、国の負担（マニュアル、ツールの作成等）も適正となるよう考慮すべきこと。
- ③ 地方公共団体の意向を取り入れ、国による技術的な支援策の拡充等により、政策目的の達成を目指せるようにすべきこと。
- 150 ④ 計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねるべきこと
- ⑤ 計画期間の設定については、各団体の判断に委ねるべきこと。  
例外として、計画期間を国が定めることがやむを得ない場合は、
- i 定期的に見直しをする旨の規定とすることを優先的に検討すべきこと。
- ii 次に、関連する計画等と期間を合わせることを検討すべきこと。ただし、諸計画等の見直し時期が重なっていくことで、周期的に多大な事務負担が生じないように留意すべきこと。
- 155 iii 見直しのための十分な期間を確保するため、短期の計画期間（1～3年程度）は可能な限り避けること。短期の計画期間を設定することがやむを得ない場合は、短期間での見直し事項と中長期間での見直し事項を明確化すべきこと。
- 160 ⑥ 電子ファイルによって計画等の策定ができることを原則とすべきこと。  
また、国への報告等を求めるものについては、電子ファイルでの送付ができることを原則とすべきこと。
- ⑦ 通知等を根拠とするものについては、地方公共団体の意向を踏まえ、計画等の記載事項を簡略すべきこと
- 165

## Ⅲ 計画行政の推進にあたっての重要事項

- ・ 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等については、策定が義務付けられたものと地方公共団体に受け止められることのないよう、技術的な助言等で
- 170

あることを明示すべきではないか。

- 175 • 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等について、非策定・未策定の団体名を公表することは、地方公共団体に対する実質的な義務付けであると受け止められていることから、非策定・未策定の公表は行わないこととすべきではないか。
- 180 • 要綱・要領等を根拠とする計画等のうち、国による特別な措置の判断をするために提出を求めているものの記載事項は、例えば、要綱・要領等に掲げた条件への適合性の判断や一定の枠がある場合に複数の申請から選択をするための判断に資する事項など必要な限度に留めることとすべきではないか。
- 185 • 既存の計画等についても、各府省において、定期的（例：国の策定する基本方針等、地方の計画等の見直し時期）に、計画等の在り方について見直しを行っていくこととすべきではないか。